

## 静岡県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」）の指定等に当たり、円滑な事務の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第40条の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書
  - (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
  - (3) 申請に係る意思の決定を証する書類
  - (4) 次の事項を記載した支援業務の実施に関する計画書（様式第2号）
    - ア 組織及び運営に関する事項
      - (ア) 支援業務を実施する組織体制、人員体制
    - イ 支援業務の概要に関する事項
      - (ア) 支援業務を行う区域
      - (イ) 支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲
      - (ウ) 支援業務の具体的内容及び実施方法
  - (5) 役員及び支援業務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類（様式第3号）
  - (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類（様式第4号）
  - (7) 申請以前（申請年度以前の過去5年に限る）に実施した居住支援活動の実績を記載した書類（様式第5号）
  - (8) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの
  - (9) 支援法人指定申請に関する誓約書（様式第6号）
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
  - (11) その他知事が必要と認める書類
- 2 知事は、申請書の提出があったときは、関係法令等に定める事項のほか、別紙「住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する審査基準」に基づき、審査を行う。
  - 3 審査の結果、申請者が支援法人の基準に適合していると認められる場合、知事は、申請者を支援法人として指定し、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。
  - 4 審査の結果、申請者が支援法人の基準に適合しないと認められる場合、知事は、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（様式第8号）により申請者に通知する。

(名称等の変更)

第3条 支援法人は、その名称若しくは所在地又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、法第41条第2項の規定により、変更しようとする日の2週間前までに、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(債務保証業務規程の認可)

第4条 申請者又は法第40条の規定による指定を受けた支援法人（以下「申請者等」という。）は、法第42条第1号に規定する家賃債務保証業務（以下「債務保証業務」という。）を行おうとするときは、法第44条第1項の規定により、債務保証業務規程認可申請書（様式第10号）にあらかじめ定めた債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を添付し、知事の認可を受けなければならない。

2 申請者等は、前項で認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとするときは、法第44条第1項の規定により、債務保証業務規程変更認可申請書（様式第11号）に変更した債務保証業務規程を添付し、知事の認可を受けなければならない。

3 知事は、第1項による認可を行う場合は、債務保証業務規程認可通知書（様式第12号）により、前項による認可を行う場合は、債務保証業務規程変更認可通知書（様式第13号）により、申請者等へ通知する。

4 知事は、第1項による認可を行わない場合は、債務保証業務規程の認可を行わない旨の通知書（様式第14号）により、第2項による認可を行わない場合は、債務保証業務規程の変更認可を行わない旨の通知書（様式第15号）により、申請者等へ通知する。

(債務保証業務の委託)

第5条 申請者等は、法第43条第1項の規定により、債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託する場合は、委託しようとする業務、委託する理由等を債務保証業務委託認可申請書（様式第16号）に記載の上、知事の認可を受けなければならない。

2 知事は、前項による認可を行う場合は、債務保証業務委託認可通知書（様式第17号）を申請者等あて通知するものとする。

3 知事は、第1項による認可を行わない場合は、債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書（様式第18号）により、申請者等あて通知するものとする。

(事業計画等の認可)

第6条 支援法人は、法第45条第1項の規定により、毎事業年度の開始前（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）に、支援業務事業計画等認可申請書（様式第19号）に作成した支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を添付し、知事の認可を受けなければならない。

2 支援法人は、前項で認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、支援業務事業計画等変更認可申請書（様式第20号）に、事業計画等を添付の上、知事の認可を受けなければならない。

- 3 知事は第1項による認可を行う場合は、支援業務事業計画等認可通知書（様式第21号）により、前項による認可を行う場合は、支援業務事業計画等変更認可通知書（様式第22号）により、支援法人あて通知するものとする。
- 4 知事は第1項による認可を行わない場合は、支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知書（様式第23号）、第2項による認可を行わない場合は、支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知書（様式第24号）により、支援法人あて通知するものとする。

（事業報告等）

第7条 支援法人は、法第45条第2項の規定により、毎事業年度、支援業務実施報告書（様式第25号）に、支援業務に係る事業報告書、収支決算書、財産目録及び貸借対照表を添付し、当該事業年度経過後3月以内に、知事に提出しなければならない。

（支援法人の指定辞退）

第8条 支援法人が、自らのやむを得ない理由により、指定の辞退を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書（様式第26号）を知事に提出するものとする。

（指定の取消し等）

第9条 知事は、法第50条の規定により、支援法人の指定の取消しを行った場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（様式第27号）により、支援法人あて通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成30年5月21日から施行する。

(別紙)

## 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する審査基準

法第 40 条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する審査基準は以下のとおりとする。

- 1 法第 40 条第 1 号に定める「支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものである」とみなされる要件について
  - (1) 支援業務の実施に関する計画（様式第 2 号）において、以下の内容が適切なものとなっていることが確認できること。
    - ア 支援業務を実施する組織体制、人員体制
    - イ 支援業務を行う区域
    - ウ 支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲
    - エ 支援業務の具体的内容及び実施方法
- 2 法第 40 条第 2 号に定める「支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものである」とみなされる要件について
  - (1) 支援業務を行うために必要な財源が確保されていることが、財産目録及び貸借対照表により確認できること。
  - (2) 法人として債務超過の状態にないことが、貸借対照表により確認できること。
  - (3) 申請年度以前の過去 5 年間に 1 年以上の居住支援活動の実績を有していることが、居住支援活動の実績を記載した書類（様式第 5 号）等により確認できること。
  - (4) 居住支援活動の実績において、1 年以上の実務経験を有する職員が従事していることが、役員及び支援業務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類（様式第 3 号）及び居住支援活動の実績を記載した書類（様式第 5 号）等により確認できること。
- 3 法第 40 条第 3 号に定める「役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものである」とみなされる要件について
  - (1) 支援法人指定申請に関する誓約書（様式第 6 号）により、以下のことが確認できること。
    - ア 役員及び職員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」）でなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
    - イ 役員が、成年被後見人又は被保佐人でないこと。
    - ウ 役員が、破産手続き開始決定を受けて復権を得ない者でないこと。
    - エ 役員が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者でないこと。
    - オ 役員が、法第 61 条以下の罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者でないこと。

4 法第 40 条第 4 号に定める「支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものである」とみなされる要件について

(1) 現に行っている業務の概要を記載した書類（様式第 4 号）において、支援業務と支援業務以外の業務の組織・経理が区分されているなど、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないことが確認できること。

5 法第 40 条第 5 号に定める「前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものである」とみなされる要件について

(1) 支援法人指定申請に関する誓約書（様式第 6 号）により、以下のことが確認できること。

ア 申請者である法人が、法第 61 条以下の罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者でないこと。

イ 申請者である法人が、法第 50 条の規定により支援法人の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者でないこと。

ウ 申請者である法人が、暴力団員等がその活動を支配する者でないこと。

(2) 申請者である法人において、居住支援法人として支援業務を実施することについての意思決定がなされていることが確認できること。

(3) 法第 42 条各号に掲げる支援業務のうち一部の支援業務のみ実施する場合は、それ以外の支援業務についても、必要が生じた場合は実施する備えがあることが、支援業務の実施に関する計画書（様式第 2 号）に記載された支援業務の概要に関する事項等により確認できること。

なお、債務保証業務について上記の要件を満たすことが困難な場合にあっては、家賃債務保証業者登録規程の登録を受けた家賃債務保証業者と連携を図る旨が、支援業務の実施に関する計画書（様式第 2 号）に記載された支援業務の概要に関する事項等により確認できること。

(4) 債務保証業務を行う場合、同業務とそれ以外の業務について区分経理されていることが、支援業務の実施に関する計画書（様式第 2 号）において確認できること。

(5) 個人情報保護規程等が定められ、個人情報管理のための措置がなされていること。